

現 行	改 正 後
<u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u> VI－2 業務の適切性（投資運用業） VI－2－2 投資一任業に係る業務の適切性 （略） VI－2－2－1 業務執行態勢 （１） （略） （２）取引の執行 （略） ①・② （略） ③ 運用財産相互間における取引 管理部門等が、金商業等府令第129条第１項第１号（運用財産相互間取引の禁止の適用除外）に掲げる取引について適切に検証できる態勢となっているか。 金商業等府令第129条第１項第１号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、投資一任業者が、顧客間における公平性	<u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u> VI－2 業務の適切性（投資運用業） VI－2－2 投資一任業に係る業務の適切性 （略） VI－2－2－1 業務執行態勢 （１） （略） （２）取引の執行 （略） ①・② （略） ③ 運用財産相互間における取引 <u>運用財産相互間取引は、一方のファンドの投資者に不利益となるおそれがあり、ファンド間の利益の付け替えといった投資者保護上問題がある行為にも用いられ得ることから、原則として禁止されている。</u> <u>他方、金商業等府令第129条第１項第１号に規定する取引については、運用財産相互間取引の禁止の適用除外が認められているところ、運用財産相互間取引を行うに当たっては、管理部門等が同号イ及びロに掲げる要件の全てを満たしていることを適切に検証できる態勢が求められる。</u> 金商業等府令第129条第１項第１号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、投資一任業者が<u>運用財産相互間取引を行</u>

現 行	改 正 後
<u>の確保や、顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請から、例えば次に掲げる方法等により、ファンド間取引に係る恣意性の排除に留意するとともに、公正な価格形成を図る場合をいう。</u> イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないものに限る。</u>） ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与え</u>	<u>う場合に、顧客間における公平性の確保及び顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請が満たされている場合をいうところ、運用財産相互間取引を行う両ファンドそれぞれにおける当該「売り」又は「買い」の投資判断に必要性・合理性があり、かつ、当該投資判断に基づく最良執行のために運用財産相互間取引が行われる（又は最良執行のために行った取引が結果的に運用財産相互間で対当する）場合は、これに該当する。</u> <u>投資判断の必要性・合理性の有無の判断に当たっては、各ファンドの投資方針（投資一任業者がリスク管理等の観点から社内にて設定している投資制限を含む）、ファンドの解約・設定に伴う資金の流出入（各ファンドのポートフォリオ維持のために売買を行う必要性等を含む）等の事情が考慮される。</u> <u>他方、最良執行の観点からは、取引の価額に加えて、取引コストやマーケットインパクト軽減等の事情が考慮される。</u> <u>こうした観点からすれば、以下のような取引についても、ファンド間の公平性・公正な価格形成が図られており、「必要かつ合理的と認められる場合」に該当すると考えられる（ただし、これらは例示に過ぎず、当該例示に限られるものではない。）。</u> イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないもの。） ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれ

現 行	改 正 後
るおそれの無いものに限る。) ハ. ザラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（<u>ただし、当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。</u>） ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステムの運用するインデックスファンドに係る取引等（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。</u>） ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、投資一任業者以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。</u>） ヘ. 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。</u>） （3） （略）	の無いもの。) ハ. ザラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。) ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステムの運用するインデックスファンドに係る取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。) ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、投資一任業者以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。) ヘ. 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。) （3） （略）

現 行	改 正 後
VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 （略） VI-2-3-1 業務執行態勢 （１）運用財産の運用・管理 投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行って0 いるかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとす る。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえ た上で総合的に判断する必要がある、評価項目の一部を充足していない ことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。 ①～⑥ （略） （新設） （２）取引の執行 （略）	VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 （略） VI-2-3-1 業務執行態勢 （１）運用財産の運用・管理 投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行って いるかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとす る。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえ た上で総合的に判断する必要がある、評価項目の一部を充足していない ことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。 ①～⑥ （略） ⑦ <u>MR F（投信法施行規則第 25 条第 2 号に規定する公社債投資信託 をいう。以下⑦において同じ。）については、保有債券の突発的な価 値の下落等により基準価額が 1 口 1 円を割り込むことで個人投資家 の証券取引等に支障が生じることを回避するため、元本に生じた損失 の全部又は一部を補填することが例外的に認められるが（金商法第 42 条の 2 第 6 号、金商業等府令第 129 条の 2）、これにより MR F の安 定運用や投資信託委託会社等の健全性を害する事態とならないよう、 MR F の運用に当たっては、投資信託協会自主規制規則「MM F 等の 運営に関する規則」に定める MR F の安定運用のための投資制限を遵 守しているか。</u> （２）取引の執行 （略）

現 行	改 正 後
①・② （略） ③ 運用財産相互間における取引 <u>管理部門等が、金商業等府令第129条第1項第1号（運用財産相互間取引の禁止の適用除外）に掲げる取引について適切に検証できる態勢となっているか。</u> <u>金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、投資信託委託会社等が、顧客間における公平性の確保や、顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請から、例えば次に掲げる方法等により、ファンド間取引に係る恣意性の排除に留意するとともに、公正な価格形成を図る場合をいう。</u>	①・② （略） ③ 運用財産相互間における取引 <u>運用財産相互間取引は、一方のファンドの投資者に不利益となるおそれがあり、ファンド間の利益の付け替えといった投資者保護上問題がある行為にも用いられ得ることから、原則として禁止されている。</u> <u>他方、金商業等府令第129条第1項第1号に規定する取引については、運用財産相互間取引の禁止の適用除外が認められているところ、運用財産相互間取引を行うに当たっては、管理部門等が同号イ及びロに掲げる要件の全てを満たしていることを適切に検証できる態勢が求められる。</u> <u>金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、投資信託委託会社等が運用財産相互間取引を行う場合に、顧客間における公平性の確保及び顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請が満たされている場合をいうところ、運用財産相互間取引を行う両ファンドそれぞれにおける当該「売り」又は「買い」の投資判断に必要性・合理性があり、かつ、当該投資判断に基づく最良執行のために運用財産相互間取引が行われる（又は最良執行のために行った取引が結果的に運用財産相互間で対当する）場合は、これに該当する。</u> <u>投資判断の必要性・合理性の有無の判断に当たっては、各ファンドの投資方針・投資計画（投資信託委託会社等がリスク管理等の観点から社内で設定している投資制限を含む）、ファンドの解約・設定に伴う資金の流出入（各ファンドのポートフォリオ維持のために売買を行う必要性等を含む）等の事情が考慮される。</u> <u>他方、最良執行の観点からは、取引の価額に加えて、取引コストや</u>

現 行	改 正 後
イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないものに限る。</u>） ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。</u>） ハ. ゼラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（<u>ただし、当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。</u>） ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステムの運用するインデックスファンドに係る取引等（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。</u>） ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、投資信託委託会社等以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。</u>） ヘ. 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に</u>	<u>マーケットインパクト軽減等の事情が考慮される。</u> <u>こうした観点からすれば、以下のような取引についても、ファンド間の公平性・公正な価格形成が図られており、「必要かつ合理的と認められる場合」に該当すると考えられる（ただし、これらは例示に過ぎず、当該例示に限られるものではない。）。</u> イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないもの。） ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ハ. ゼラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステムの運用するインデックスファンドに係る取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、投資信託委託会社等以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ヘ. 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

別紙 2

現 行	改 正 後
影響を与えるおそれの無いもの<u>に限る。</u>) (3) (略)	えるおそれの無いもの。) (3) (略)

現 行	改 正 後
VI-2-5 ファンド運用業に係る業務の適切性 （略） VI-2-5-1 業務執行態勢 （１） （略） （２）取引の執行 （略） ①・② （略） ③ 運用財産相互間における取引 <u>管理部門等が、金商業等府令第129条第１項第１号（運用財産相互間取引の禁止の適用除外）に掲げる取引について適切に検証できる態勢となっているか。</u> 金商業等府令第129条第１項第１号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、ファンド運用会社が、顧客間における公平性の確保や、顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請から、例えば次に掲げる方法等により、ファンド間取引に係る恣意性の排除に留意するとともに、公正な価格形成を図る場合をいう。	VI-2-5 ファンド運用業に係る業務の適切性 （略） VI-2-5-1 業務執行態勢 （１） （略） （２）取引の執行 （略） ①・② （略） ③ 運用財産相互間における取引 <u>運用財産相互間取引は、一方のファンドの投資者に不利益となるおそれがあり、ファンド間の利益の付け替えといった投資者保護上問題がある行為にも用いられ得ることから、原則として禁止されている。</u> <u>他方、金商業等府令第129条第１項第１号に規定する取引については、運用財産相互間取引の禁止の適用除外が認められているところ、運用財産相互間取引を行うに当たっては、管理部門等が同号イ及びロに掲げる要件の全てを満たしていることを適切に検証できる態勢が求められる。</u> 金商業等府令第129条第１項第１号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、ファンド運用会社が<u>運用財産相互間取引を行う場合に、顧客間における公平性の確保及び顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請が満たされている場合をいうところ、運用財産相互間取引を行う両ファンドそれぞれにおける当該「売り」又は「買い」の投資判断に必要性・合理性があり、かつ、当該投資判断</u>

現 行	改 正 後
イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないものに限る。</u>） ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。</u>） ハ. ゼラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（<u>ただし、当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。</u>）	<u>に基づく最良執行のために運用財産相互間取引が行われる（又は最良執行のために行った取引が結果的に運用財産相互間で対当する）場合は、これに該当する。</u> <u>投資判断の必要性・合理性の有無の判断に当たっては、各ファンドの投資方針（ファンド運用会社がリスク管理等の観点から社内で設定している投資制限を含む）、ファンドの解約・設定に伴う資金の流入（各ファンドのポートフォリオ維持のために売買を行う必要性等を含む）等の事情が考慮される。</u> <u>他方、最良執行の観点からは、取引の価額に加えて、取引コストやマーケットインパクト軽減等の事情が考慮される。</u> <u>こうした観点からすれば、以下のような取引についても、ファンド間の公平性・公正な価格形成が図られており、「必要かつ合理的と認められる場合」に該当すると考えられる（ただし、これらは例示に過ぎず、当該例示に限られるものではない。）。</u> イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないもの。） ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ハ. ゼラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

現 行	改 正 後
ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステムの運用するインデックスファンドに係る取引等（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。</u>） ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、ファンド運用会社以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。</u>） ヘ. 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（<u>ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。</u>） （３） （略）	ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステムの運用するインデックスファンドに係る取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、ファンド運用会社以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ヘ. 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） （３） （略）

現 行	改 正 後
VI-2-6 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項 （略） VI-2-6-3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目 （１）～（３） （略） （新設）	VI-2-6 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項 （略） VI-2-6-3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目 （１）～（３） （略） （４）<u>海外不動産保有法人の株式取得を行う場合の留意事項</u> <u>投資法人が海外不動産の取得を行おうとする場合、当該不動産が所在する国の法令の規定、慣行、その他やむを得ない理由によって、投資法人自らが当該不動産の取得等ができない場合においては、当該不動産を保有する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行する株式に係る議決権の総数の過半を取得することができる。その際は、以下の点が全て満たされている必要があることに留意するものとする。</u> ① <u>海外不動産保有法人が、その所在する国において専ら不動産の取得や譲渡等の取引を行うことをその目的としていること。</u> ② <u>海外不動産保有法人の各事業年度の配当可能な額のうち、投資法人の保有する当該海外不動産保有法人の有する株式の数又は出資の額に応じて按分した額（又は当該海外不動産の所在する国における法令若しくは慣行により、割り当てることができる額）の金銭を当該投資法人に支払うこととしていること。</u> ③ <u>海外不動産保有法人が、その財務書類について他人の求めに応じ報酬を得て監査又は証明をすることを業とする者による監査又は証明を受けていること。</u>

現 行	改 正 後
(4) その他 ① 「不動産の取得」等の範囲について 投信法第193条第1項第3号に規定する「不動産の取得」には、投資法人が自ら宅地の造成又は建物の建築を行うことは含まない一方、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることを含む。<u>また、不動産関連ファンド運用業者の本業（不動産信託受益権に対する投資運用）や届出業務（不動産に対する投資運用）の範囲の考え方も、同様とする。</u> ただし、例えば以下のような場合など、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることがふさわしくない場合は、当該行為は「不動産の取得」に含まれないことに留意する。 イ・ロ （略） ②～⑥ （略） ⑦ <u>不動産に対する自己投資を行う場合の留意点</u> <u>不動産関連ファンド運用業者が、自己勘定で不動産投資（不動産信託受益権・組合持分に対する投資を含む。）を行う場合であって、例えば、転売目的等の取引を純資産額を超える規模で、頻繁かつ継続的に行うようなときは、兼業承認を要する場合があることに留意する。</u> <u>また、当該業務を承認するに当たっては、損失の危険が純財産額に照らして適当なものか、損失の危険の管理態勢が十分構築されているかといった点について、確認することとする。</u> (5) （略）	(5) その他 ① 「不動産の取得」等の範囲について 投信法第193条第1項第3号に規定する「不動産の取得」には、投資法人が自ら宅地の造成又は建物の建築を行うことは含まない一方、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることを含む。 ただし、例えば以下のような場合など、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることがふさわしくない場合は、当該行為は「不動産の取得」に含まれないことに留意する。 イ・ロ （略） ②～⑥ （略） （削る） (6) （略）

現 行	改 正 後
VI-3-2-3 運用報告書 (1) (略) (2) 投資信託財産運用報告書の記載内容 投信法第14条第1項の規定による投資信託財産に係る運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投資信託財産の計算に関する規則（以下「投信財産計算規則」という。）第58条第1項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。 (新設) ①・② (略) (新設) ③・④ (略) ⑤ 投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く。（2）において同じ。））、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券につき、銘柄ごとに、<u>投資信託財産計算規則第58条第1項第5号</u>に掲げる事	VI-3-2-3 運用報告書 (1) (略) (2) 投資信託財産運用報告書<u>（全体版）</u>の記載内容 投信法第14条第1項の規定による投資信託財産に係る運用報告書<u>（全体版）</u>は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投資信託財産の計算に関する規則（以下「投信財産計算規則」という。）第58条第1項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。 ① <u>当該投資信託の仕組み（運用方針を含む。）</u> <u>スキーム、運用手法、投資制限、分配方針など当該投資信託の目的・特色が投資者にとって理解しやすいように表示されていること。</u> ②・③ (略) ④ <u>計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等並びに当該信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容</u> <u>投資者が計算期間中に負担する信託報酬その他の費用及びその対価として享受するサービスの内容が、投資者にとって理解しやすいように表示されていること。</u> ⑤・⑥ (略) ⑦ 投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く。（2）において同じ。））、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券につき、銘柄ごとに、<u>投信財産計算規則第58条第1項第7号</u>に掲げる事項

現 行	改 正 後
項 イ・ロ （略） ⑥・⑦ （略） ⑧ 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、投信財産計算規則第 58 条第 1 項第 8 号に掲げる事項 当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して表示されていること。 ⑨～⑯ （略） ⑰ 当期末現在における資産、負債、元本及び受益証券の基準価額の状況並びに当該投資信託財産の計算期間中の損益の状況 投資信託財産計算規則に定める注記事項がある場合には、当該事項が注記されていること。 ⑱～㉓ （略） （新設）	イ・ロ （略） ⑧・⑨ （略） ⑩ 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、投信財産計算規則第 58 条第 1 項第 10 号に掲げる事項 当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して表示されていること。 ⑪～⑱ （略） ⑲ 当期末現在における資産、負債、元本及び受益証券の基準価額の状況並びに当該投資信託財産の計算期間中の損益の状況 投信財産計算規則に定める注記事項がある場合には、当該事項が注記されていること。 ⑳～㉔ （略） （3）投資信託財産に係る交付運用報告書の記載事項 投信法第 14 条第 4 項の規定による交付運用報告書は、投資者が運用状況等を正しく把握するために必要な情報を提供するという観点から、運用状況に関する極めて重要な事項が記載されるべきものである。 かかる趣旨を踏まえ、投信財産計算規則第 58 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の具体的な表示については、投資信託協会自主規制規則「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」を遵守する必要がある上、グラフや図を積極的に活用する、文章による説明は平易かつ簡易な表現で行うなど、投資者から見て正確な理解が容易に得られるよう創意工夫が求められる点に留意し、その照会等があったときは、適切に

現 行	改 正 後
(3) 委託者非指図型投資信託の運用報告書の記載事項 投信財産計算規則第 62 条において準用する投信財産計算規則第 58 条第 1 項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は上記 (2) に準ずるものとする。 (4) 投資法人に係る資産運用報告書の記載事項 投信法第 129 条第 2 項の規定により表示すべき資産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投資法人の計算に関する規則（以下「投資法人計算規則」という。）第 71 条に掲げる事項の具体的な表示要領は、上記 (2) に準じて表示するものとする。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。 なお、資産運用委託契約を締結した投資信託委託会社等が投資法人の資産を他の投資法人と合同して運用する場合には、投資法人計算規則第 73 条第 1 項第 22 号に規定するその他当該営業期間中における投資法人の運用状況を明らかにするために必要な事項として当該投資信託委託会社等が合同運用している資産の総額、当該資産の種類、当該資産に係る当該投資法人の持分並びに持分に相当する金額を記載するものとする。	<u>対応するものとする。</u> (4) 委託者非指図型投資信託の運用報告書の記載事項 投信財産計算規則第 62 条において準用する投信財産計算規則第 58 条第 1 項各号及び第 58 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は上記 (2) <u>及び (3) にそれぞれ準ずるものとする。</u> (5) 投資法人に係る資産運用報告書の記載事項 投信法第 129 条第 2 項の規定により表示すべき資産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投資法人の計算に関する規則（以下「投資法人計算規則」という。）第 71 条に掲げる事項の具体的な表示要領は、上記 (2) に準じて表示するものとする。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。 なお、資産運用委託契約を締結した投資信託委託会社等が投資法人の資産を他の投資法人と合同して運用する場合には、投資法人計算規則第 73 条第 1 項第 24 号に規定するその他当該営業期間中における投資法人の運用状況を明らかにするために必要な事項として当該投資信託委託会社等が合同運用している資産の総額、当該資産の種類、当該資産に係る当該投資法人の持分並びに持分に相当する金額を記載するものとする。

現 行	改 正 後
VI-3-2-6 外国投資信託の<u>投資信託財産運用報告書の表示要領</u> 投信法第 59 条において準用する投信法第 14 条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投信財産計算規則第 63 条第 1 項に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。 （新設） <u>（１）当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過</u> ①～④ （略） <u>（２）運用状況の推移</u> ①・② （略） <u>（３）当該外国投資信託の投資信託財産の計算期間の末日（以下 VI-3-2-6 において「当期末現在」という。）における貸借対照表並びに当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表</u> ①・② （略） （新設）	VI-3-2-6 外国投資信託の運用報告書 <u>（１）投資信託財産運用報告書（全体版）の表示要領</u> 投信法第 59 条において準用する投信法第 14 条の規定による投資信託財産運用報告書（全体版）は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投信財産計算規則第 63 条第 1 項に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。 ① <u>当該外国投資信託の仕組み（運用方針を含む。）</u> <u>スキーム、運用手法、投資制限、分配方針など当該投資信託の目的・特色が投資者にとって理解しやすいように表示されていること。</u> ② 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過 <u>イ．～ニ． （略）</u> ③ 運用状況の推移 <u>イ．・ロ． （略）</u> ④ 当該外国投資信託の投資信託財産の計算期間の末日（以下 VI-3-2-6 において「当期末現在」という。）における貸借対照表並びに当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表 <u>イ．・ロ． （略）</u> ⑤ <u>計算期間中における全ての信託報酬その他の手数料及び当該外国投資信託に係る投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらに対価とする役務の内容</u> <u>投資者が計算期間中に負担する信託報酬その他の費用及びその対価として享受するサービスの内容が、投資者にとって理解しやすいよ</u>

現 行	改 正 後
（４）当期末現在における純資産額計算書 ① （略） ② 上記（３）における貸借対照表において当該項目が表示されている場合には、当該貸借対照表をもって純資産額計算書に代えることができる。 （５）投資の対象とする有価証券の主な銘柄 ① （略） ② 上記①に代えて、当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式及び株式以外の有価証券について、有価証券の種類別及び発行地又は上場金融商品取引所等の地域別ごとに、金額及び投資比率を表示することができる。 （６）～（１３） （略） （新設）	<u>うに表示されていること。</u> ⑥ 当期末現在における純資産額計算書 イ. （略） ロ. 上記④における貸借対照表において当該項目が表示されている場合には、当該貸借対照表をもって純資産額計算書に代えることができる。 ⑦ 投資の対象とする有価証券の主な銘柄 イ. （略） ロ. 上記イ. に代えて、当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式及び株式以外の有価証券について、有価証券の種類別及び発行地又は上場金融商品取引所等の地域別ごとに、金額及び投資比率を表示することができる。 ⑧～⑮ （略） （２）交付運用報告書の表示要領 <u>投信法第 59 条において準用する投信法第 14 条第 4 項の規定による交付運用報告書は、投資者が運用状況等を正しく把握するために必要な情報を提供するという観点から、運用状況に関する極めて重要な事項が記載されるべきものであり、可能な限り、投資信託に係る交付運用報告書（Ⅵ－３－２－３（３）参照）において提供される情報と同程度の情報が提供されるべきである。</u> <u>かかる趣旨を踏まえ、投信財産計算規則第 63 条第 3 項各号に掲げる事項の具体的な表示については、設定された外国の法制やファンドの実態に照らしつつ、投資信託協会自主規制規則「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の内容を参考にした上（設定された外</u>

現 行	改 正 後
	<u>国の法制やファンドの実態に照らし、やむを得ない事情により同規則において規定された事項の表示ができない場合は、当該事項に準じた表示をするなど、柔軟に対応すること）、グラフや図を積極的に活用する、文章による説明は平易かつ簡易な表現で行うなど、投資者から見て正確な理解が容易に得られるよう創意工夫が求められる点に留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</u>